

平成29年度指名停止等の運用状況一覧

平成29年7月11日現在

| No | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域) | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|------------------|--------------------------------|---|---|---|
| 1 | 株式会社シグマスタッフ | 東京都品川区上大崎2丁目25番2号 新目黒東急ビル6階 | 平成29年4月13日～平成29年5月12日 (全国) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 環境省が発注する「平成29年度環境影響評価制度の検討調査等派遣業務」については、平成29年3月1日に入札を行い、株式会社シグマスタッフが落札者となったが、その後、当該派遣契約が困難であるとして、契約の締結の辞退に至ったため。 |
| 2 | 株式会社理研分析センター | 山形県鶴岡市道形町18-17 | 平成29年4月25日～平成29年7月24日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 「平成28年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務」において実施された、浸出水処理水中のフッ素及びその化合物の分析において、以下のとおり、発注者との信頼関係を大きく損なう事業が生じたため、契約の全部を履行する見込みがないとして契約を解除した。 |
| 3 | 株式会社不二建設 | 福島県いわき市郷宮町代154-5 | 平成29年4月26日～平成29年5月9日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) | 株式会社不二建設は、平成28年2月15日、いわき市内の一般建築住宅工事において掘削作業を行っていた作業員がコンクリート壁の一部が破損したことにより身体を挟まれ死亡する事故を起こした。 この事故について、危険を防止するために必要な措置を講じていなかったとして、平成28年9月8日、同社及び同社の専務取締役が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反容疑で書類送検され、平成28年12月29日、いわき簡易裁判所において、それぞれ罰金30万円の刑が確定した。 |
| 4 | 南総建株式会社 | 福島県南会津郡南会津町山口字堀田791 | 平成29年5月1日～平成29年5月31日 (関東地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 環境省関東地方環境事務所が発注する「平成29年度尾瀬国立公園環境省所管浄化槽管理業務等」については、平成29年4月17日に入札を行い、南総建株式会社が発注者となった。 当該業務においては、仕様書中に「請負者が浄化槽法第35条に基づき福島県南会津郡楢枝村長長の許可を受けていること」と「請負者が福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づき福島県知事の登録を受けていること」の2点について明記していたが、同社入札担当者の確認不足により、前記2点を満たしていないにもかかわらず、本来承認すべき業者名と類似した当該業者名を誤って入力し、落札したことから、契約の締結に至らず、このことにより、当該業者の契約関連手続きが著しく遅延するに至ったため。 |
| 5 | 真栄産業株式会社 | 宮城県東城市神之山町4824 | 平成29年5月29日～平成29年6月28日 (九州地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第12号 (建設業法違反行為) | 民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営む元請業者と同等施工第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結したことによる。(建設業法違反) |
| 6 | 井関農機株式会社 | 愛媛県松山市馬木町700番地 | 平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) | 公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺パイプ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。 |
| 7 | ヤンマーグリーンシステム株式会社 | 大阪府大阪市北区鶴野町1丁目9号 | 平成29年6月27日～平成29年7月26日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) | 公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺パイプ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。 |
| 8 | 株式会社大仙 | 愛知県豊橋市下地町字柳目8番地 | 平成29年6月27日～平成29年7月26日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) | 公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺パイプ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。 |
| 9 | イノチオアグリ株式会社 | 愛知県豊橋市向草町字北新切95 | 平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) | 公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺パイプ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。 |
| 10 | 渡辺パイプ株式会社 | 東京都中央区築地6番10号 | 平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) | 公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺パイプ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。 |
| 11 | 三菱マヒンドラ農機株式会社 | 島根県松江市東出雲町雲屋667番地1 | 平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) | 公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺パイプ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。 |
| 12 | 株式会社電通 | 東京都港区東新橋1丁目8番1号 | 平成29年7月11日～平成29年8月10日 (全国) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 平成29年7月5日、東京地方検察庁に労働基準法第32条違反の事実で略式起訴されたもの。 |
| 13 | 株式会社昇建設 | 福島県福島市藤沢町31番16号 | 平成29年7月13日～平成29年9月12日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 昇・古俣・ノコ特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。 |
| 14 | 株式会社古俣工務店 | 福島県福島市島谷野字扇田1-1 | 平成29年7月13日～平成29年9月12日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 昇・古俣・ノコ特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。 |

| No | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域) | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|--------------|---------------------|--|-------------------------------------|--|
| 15 | ノオコー建設株式会社 | 福島県福島市小倉寺字中ノ内20- | 平成29年7月13日～平成29年9月12日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 景・古保・ノオコー特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。 |
| 16 | 株式会社電通 | 東京都港区東新橋1丁目8番1号 | 平成29年7月25日～平成29年8月24日 (原子力規制庁:全国) | 指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為) | 株式会社電通は、労協協定の上限を超える違法残業をさせていたことから平成29年7月5日東京地方検察庁に労働基準法第32条の違反の事実で略式起訴された。 |
| 17 | クリエイトテクノ株式会社 | 青森県弘前市大字中別所字向野189-3 | 平成29年9月19日～平成30年1月18日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第13号 (建設業法違反行為) | クリエイトテクノ(株)は、平成28年4月30日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の貸借対照表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た経営事項審査結果をもって公共工事の入札参加資格申請を行ったとして、平成29年7月14日、青森県知事から30日間の営業停止命令の処分を受けた。また建設業法第11条第2項に規定する書類の提出についても虚偽の貸借対照表により作成した書類を青森県知事あて提出したとして、同日、指示処分を受けた。 |
| 18 | 株式会社安藤・間 | 東京都港区赤坂6-1-20 | 平成29年10月4日～平成30年1月3日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為) | 株式会社安藤・間が請負った除染事業において、田村市に対し改ざんした作業員の宿泊費領収書を提出し、事業費をたまし取ったとして、東京地方検察庁特別捜査部は株式会社安藤・間東北支店の社員二人を詐欺罪で在宅起訴した。 このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。 |
| 19 | 北野建設株式会社 | 長野県長野市県町524 | 平成29年10月11日～平成29年11月10日 (関東地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為) | 京浜河川事務所が発注した「H27多摩川羽田第二水門耐震工事」において、平成29年6月26日、工事の契約変更に伴い必要となる港則法の工期延長許可手続きを怠ったため、港則法に違反したとして、法人と使用人に対して、東京簡易裁判所より略式命令を受けたため。 |
| 20 | 株式会社富士電業社 | 岩手県盛岡市向中野7-13-6 | 平成29年10月17日～平成29年12月16日 (東北地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領 別表2第6号 (競売入札妨害又は談合) | (株)富士電業社は、岩手中部水道企業が発注した「東和地区電気計装機械設備保守点検業務委託」の指名競争入札において、指名業者と設計価格の情報を同企業田和事業所長から事前に得て落札したとして、平成29年8月19日、岩手県盛岡に官製談合防止法違反の容疑で逮捕され、同年9月1日、盛岡区検察庁に、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴された。 |